

論点整理(案)

1. 指定制度の趣旨等

- 中央ナースセンターは、看護師等の人材確保の促進に関する法律（以下「人材確保法」という。）に基づき、都道府県ナースセンターの健全な発展及び看護師等の確保を図るために必要な業務を行うこととされているが、看護師等の就業を円滑に進めるための専門的な無料職業紹介は、同法制定以前から都道府県単位でナースバンク事業として行われ、同事業では職能団体としてのネットワーク等をいかしながら、働く意欲を持つ看護師等の掘り起こしを行うとともに、ニーズに適した職場に就職できるように努めてきたのではないか。
- ナースセンターは、都道府県ナースセンターと中央ナースセンターから構成されるが、ナースバンク事業を内容的にも発展・強化するとともに、指定法人として法定化することによって、看護師等についても一層安心して相談や職業紹介などを受けられるようにしたものではなかったか。

- 中央ナースセンターは、平成22年度においては、①機関誌等による広報、②進路相談のための情報収集及び情報提供、③都道府県のナースセンター事業担当者会議の開催、④都道府県ナースセンター事業実施状況調査、⑤訪問看護師養成講習会実施状況調査のほか、⑥ナースセンター・コンピュータ・システム(NCCS※)及びe-ナースセンターの運用、⑦NCCS登録データに基づく看護職員の需給、就業動向の把握及び分析を行っているが、これらの業務の実施状況は、上記のナースセンターの法定化の趣旨にかんがみ、十分なものといえるか。

(※)各都道府県ナースセンターで行っている無料職業紹介システム(e-ナースセンター)及び都道府県ナースセンター業務システムの総称

2. 指定制度の必要性

- 平成22年12月に取りまとめられた「第七次看護職員需給見通しに関する検討報告書」によれば、看護職員の需要見通しは、平成23年の約140万4000人から、平成27年には約150万1000人に増加する見込みである一方、看護職員の供給見通しは、平成23年の約134万8000人から、平成27年には約148万人6000人に増加する見込みとなっている（人数はいずれも常勤換算）が、この需給見通しを着実に実現し、質の高い医療サービスを安定的に提供できる体制を整備するため看護職員の確保対策を推進していく上で、ナースバンク事業はますます重要なものとなっているのではないかと。

- 都道府県ナースセンターを通じたナースバンクは、中央ナースセンターによるNCCSの運用を始めとした各種の連絡調整業務を実施することなしに、円滑に事業を展開していくことが困難であり、これらの業務は、国等の行政機関が自ら行うよりも、看護師等の確保を図り、もって保健医療の向上に資することを目的とする民間団体において行う方がより円滑かつ効率的に実施することが期待できるものと考えられるのではないかな。
- 連絡調整業務の中核には、NCCSというコンピュータシステムがあることから、重複投資を回避し、業務の効率化を図る観点からも、全国を通じて1法人に限り指定する指定法人制度を維持することが適当と考えられるのではないかな。

3. 指定先の選定方法等

- 日本看護協会に対する法に基づく中央ナースセンターの指定は、上記のとおり、法制定以前からナースバンク事業を支えてきた職能団体であることを考慮して行われたものであり、その後20年近くにわたって業務を継続しており、NCCSの運用を始めとして様々なノウハウが蓄積されてきており、現時点において他に代わるべき法人も存在しないのではないか。
- 「厚生労働省独立行政法人・公益法人等整理合理化委員会」報告書において選定方法等の「新たなルール」の検討についても指摘されているが、中央ナースセンターにおいては、NCCSの運用を始めとして都道府県ナースセンターとの連絡調整業務など継続性が重視される業務が中心となっていることから、少なくとも短期的に指定を見直すことは馴染まないのではないか。